

事業者各位

週休2日制工事の試行について

本市が発注する建設工事について、建設業における担い手の育成・確保と労働環境の改善を図る取り組みとして、工事現場における休日の取得を促進するため、週休2日制工事を試行します。

1. 発注方法

- (1) 発注者指定型 **発注者**が、週休2日制に取り組むことを**指定**する方式
- (2) 受注者希望型 **受注者**が、週休2日制に取り組むことを**希望**する方式

2. 対象工事

- (1) 競争入札で発注する工事のうち、発注者が週休2日制工事であることをあらかじめ入札公告等で明示する工事が対象となります。
- (2) 次のいずれかに該当するものは対象工事となりません。
 - ・工期が1か月未満の工事
 - ・維持修繕工事
 - ・営繕工事
 - ・災害復旧工事や供用時期の制約等がある工事

3. 定義

- (1) 対象期間
 - ・現場着手日から工事完成日までの期間とします。
 - ・年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間などは含まないものとします。
- (2) 休日（現場閉所）
 - ・現場事務所での書類作成等の事務作業も含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態とします。
- (3) 現場閉所の評価
 - ・現場閉所率（対象期間内の現場閉所日数の割合）によるものとします。
 - ①現場閉所率4週8休以上 割合が28.5%（8日／28日）以上の場合
 - ②現場閉所率4週7休以上 割合が25.0%（7日／28日）以上28.5%未満の場合
 - ③現場閉所率4週6休以上 割合が21.4%（6日／28日）以上25.0%未満の場合

4. 履行実績の確認

受注者が提出する「休日取得計画書及び実施書」などにより実績を確認します。

5. 工事成績評定

現場閉所の履行実績に応じ、次の表のとおり加点減点を行います。

現場閉所率	発注者指定型	受注者希望型
4週8休以上	3点	3点
4週7休以上4週8休未満	減点なし	2点
4週6休以上4週7休未満		1点
4週6休未満	-1点(受注者の責の場合)	減点なし

6. 経費の補正

現場閉所の履行実績に応じ、次の表のとおり補正係数を乗じた補正を行います。

(1) 発注者指定型

現場閉所率	労務費	機械経費(賃料)	共通仮設費	現場管理費
4週8休以上	1.05	1.04	1.04	1.05
4週8休未満	補正なし			

(2) 受注者希望型

現場閉所率	労務費	機械経費(賃料)	共通仮設費	現場管理費
4週8休以上	1.05	1.04	1.04	1.05
4週7休以上 4週8休未満	1.03	1.03	1.03	1.04
4週6休以上 4週7休未満	1.01	1.01	1.01	1.02
4週6休未満	補正なし			

※工期については、週休2日制を考慮し設定しています。